

特定委託業務に係る最低制限価格制度実施要領

平成25年 3月 1日制定

改正 平成25年8月 1日要領第6号

平成26年1月31日要領第12号

(趣旨)

第1条 この要領は、理事長が特に著しい低価格での落札による労働環境の悪化や品質低下が懸念されると認められた委託業務(以下「特定委託業務」という。)について、最低制限価格制度の適用に係る事務手続等について定めるものとする。

(適用対象業務)

第2条 この要領が対象とする特定委託業務は、次に掲げるものとする。

(1) 千葉県道路公社が発注する除草、植栽管理業務

(適用対象金額及び適用制度)

第3条 特定委託業務に係る競争入札を執行するときの適用対象金額は、次によるものとする。

(1) 予定価格が100万円を超え1,000万円未満

(最低制限価格制度を適用する場合の最低制限価格)

第4条 最低制限価格制度を適用する場合の最低制限価格は、契約担当者の指示により主務部長が定めるものとする。

2 最低制限価格の額は、予定価格に100分の70を乗じて得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(予定価格を記載した書面への最低制限価格の記載)

第5条 最低制限価格制度を適用する場合において、入札の執行者(主務部長をいう。以下同じ。)は、予定価格を記載した書面に、最低制限価格を「(最低制限価格〇〇円)」と記載し、かつ、当該最低制限価格に108分の100を乗じて得た金額を「(最低制限価格の108分の100の額〇〇円)」と記載するものとする。

(最低制限価格の入札者への周知)

第6条 最低制限価格制度を適用する場合において、入札の執行者は、一般競争入札の公告及び指名競争入札の指名通知に次の各号に掲げる内容を明記するとともに、入札約款(物品・委託等)の提示の際及び入札執行の際に説明するものとする。

(1) 最低制限価格が設定されていること。

(2) 最低制限価格を下回る入札を行った者は、最低価格の入札者であっても落札者とならないこと。

(最低制限価格制度を適用した入札における落札者の決定)

第7条 最低制限価格制度を適用する場合において、入札の執行者は、予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成25年3月1日から施行し、平成25年度にその債務が履行される特定委託業務に係る入札から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。